1989年(平成元年) 3 月26日 第817号 (1)



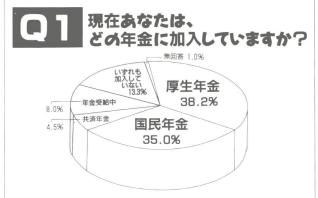
国民年金特集号

区民部国民年金課

〒120 足立区中央本町一丁目17番1号 ☎ (880) 5151·5161·5165



区民2,000人にお聴きしました。





年金に加入していない方に聴きました。 (複数回答) 加入していないのは、なぜですか?

まだ、老後の生活について考えていない 23%

13% 保険料が高くて 納められそうもないから

9% 年金制度についてよく知らないから

生命保険会社などの個人年金に加入しているから

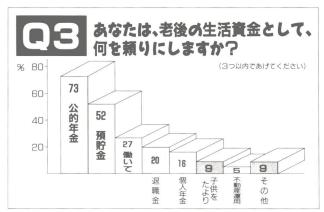
現行の年金制度ではたいして役に立ちそうもないから

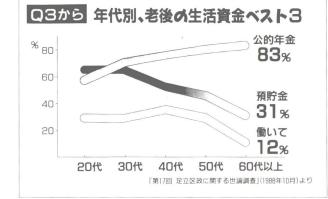
その他 39% 無回答 5%

5%



「旧西新井橋とおばけ煙突」 足立の名物として親しまれた 「おばけ煙突」は国民年金制度が 始まって間もなく、昭和39年に 取り壊されました。 (昭和29年撮影)







第3号被保険者

配偶者 (20歳~60歳未満)

まとめて支払われます。

届出を忘れずに!

が生じてきます。

と同じです。

第2号被保険者に扶養されている

保険料は厚生年金や共済組合から

届出が2年以上遅れると未納期間

届出書に配偶者の勤め先の確認を

受けて提出してください。その他

に必要なものは、第1号被保険者

年 余 額

子 | 人が受ける場合 627,200円

子が2人以上のとき加算あり。※

夫の老齢基礎年金額の3/4

(保険料の納付月数による)

一時金で支給

2級=627,200円

る人には加算あり。※

あだ





スタート

YES

YES

NO

NO

自営業・自由業などの

人やその配偶者の人は

昼間部の学生や60歳以

上65歳未満の人などは

任意加入ができます。

NO ·

あなたは 国民年金に加入 していますか?

あなたは 保険料を きちんと納めて いますか?

平成元年4月分~2年3月分までの保険料は

YES

| | 月額 | 一年前納 |
|-------|--------|---------|
| 定 額 | 8.000円 | 93,680円 |
| 定額+付加 | 8,400円 | 98,360円 |

4月末日までに一年分をまとめて前納すると、保 険料が割り引きされるのでおとくです (年間で定額 の場合は2,320円、付加保険料込みの場合は2,440円 安くなります)。

保険料は20歳から60歳になるまでの 40年間納めるようになっています。

経済事情で 納めるのが困難 な場合

納めるのを 忘れてしまう 場合

免除制度があります!!

経済的事情や 病気・ケガなどのため に納めることが困難な方は、基準に合え ば保険料を免除される制度があります。 納めないままにしないで、 ぜひ一度ご相談下さい。



口座振替をご利用下さい//

を持って

国民年金課窓口へ



おん えんは または 納付書

毎月15日に、預金口座から前月分を振 替ます。納めに行く手間も省け、納め忘 れもなく安心です。

厚生年金や共済組合の加入者は自動的に第2号被

上記の人に扶養されている配偶者は第3号被保険

このままでは いけない

民の義務です。加入の著 という法律によって定め 表紙に掲載した世論部 るように現在73%もの人 金に期待している状況で 加入しない、保険料を終 た方には年金は支給され まではみんなが受け取る けが受け取れなくなるの また、現在支給されて さんの保険料でまかなれ 金制度を支えるのは私達

たも必ず加入しましょ

国民年金に加入するこ

者になります。

届出が必要です。



第1号被保 険者です

は国民年金法 1ています。 り結果にもあ と後を公的年 国民年金に ないといっ せん。このま をあなただ 5年金もみな こいます。年

りです。

あな

これです。

年金は65歳で請求することが原則ですが、60歳から# きます。また、66歳以上で請求して増額された年金額を り上げ請求は請求年齢に応じた支給率で減額された年金 に障害者になっても障害基礎年金が受けられないなどに

年金はあなたの一生の大切な財産ですので、よく考えて 請求時の年齢 60 61 62 63 64 65 支 給 率 58% 65% 72% 80% 89% 100%

繰上げ 老齢基礎年金を受けるには最低25年間の保険料納付済

間も含む)が必要です。 昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年の資格製

あなたがもらえる年金は

老齢基礎年金は65歳で

ています。

※カラ期間とは、サラリーマンの奥さん等で、昭和61年: 入していなかった期間を指します(この期間は年金額) 年金額は、全期間(*加入可能年数)納めた場合627,20 等がある場合は次の式で計算します。

627,200円×(保険料納付済月数)+(保険非 *加入可能年数×1

☆物価スライドがあります。

ただし、(保険料納付済月数+保険料免除月数)が加入す の式では計算できません。詳しくはお問い合わせくださ *加入可能年数表

| 1 | 生 年 月 日 | 加入可能年数 | 生年 |
|---|------------|--------|--------|
| Ì | 大15年4月2日以降 | 25 年 | 昭9年4月 |
| Ì | 昭2年4月2日以降 | 26 年 | 昭10年4月 |
| ſ | 昭3年4月2日以降 | 27 年 | 昭11年4月 |
| Ī | 昭4年4月2日以降 | 28 年 | 昭12年4月 |
| Ī | 昭5年4月2日以降 | 29 年 | 昭13年4月 |
| I | 昭6年4月2日以降 | 30 年 | 昭14年4月 |
| Ī | 昭7年4月2日以降 | 31 年 | 昭15年4月 |
| ſ | 昭8年4月2日以降 | 32 年 | 昭16年4月 |
| | | | |

上げて請求することもで することもできます。繰 バー生績いたり 請求後 つかの制限があります。 **ドしましょう。**

| 67 | 68 | 69 | 70 | |
|------|-------|------|------|--|
| 126% | 143% | 164% | 188% | |
| 21 | 1 下 1 | f | | |

引(免除期間及び*カラ期

)²⁴年~21年に短縮され

以前に国民年金に任意加 の基礎には入りません)。 ですが、保険料未納期間

≩月数)×≒

F数を越える場合は、こ

| | 加入可 | 能年数 |
|----|-----|-----|
| 以降 | 33 | 年 |
| 以降 | 34 | 年 |
| 以降 | 35 | 年 |
| 以降 | 36 | 年 |
| 以降 | 37 | 年 |
| 以降 | 38 | 年 |
| 以降 | 39 | 年 |
| 以降 | 40 | 年 |

次の人は、希望によって加入することができます。

第1号被保険者

偶者(20歳~60歳未満)

で納めます。

民事務所で。

届出に必要なもの

姻年月日のメモなど。

自営業・自由業などの人とその配

保険料は、口座振替または納付書

加入手続きは国民年金課または区

印かん・国民年金手帳(以前に加

入していた方)・本人と配偶者の厚

生年金手帳と入退社日のメモ・婚

必

ず

加

す

る

加

ത

任

加

λ

Ø

○昼間部の学生、生徒(専修学校、専修学校に準ずる各種学校を含む)(20歳~60歳未満)

第2号被保険者

31

厚生年金や共済組合に加入してい

保険料は厚生年金や共済組合から

ただし、第1号被保険者・第3号

被保険者だった方は、それをやめ

配偶者を扶養している方は、第3

号被保険者の届け出をお忘れなく/

まとめて支払われます。

加入手続きは不要です。

る届出が必要です。

○老齢(退職)年金を受けている人(20歳~60歳未満)

○海外に居住する日本国民(20歳~65歳未満)

○60歳以上65歳未満の人(加入手続きはお問い合わせ下さい)

老齢基礎年金を(注)満額に近づけたい人や60歳の時点では老齢基礎年金の受給資格期間が不足している人が 65歳になるまでに受給資格期間を満たせる場合などにおすすめします (注:満額とは、保険料を加入可能年 数分まで納めた場合に受け取れる老齢基礎年金の金額のことです)。

学生の方も、事故などで障害を負った場合、障害基礎年金を受けられるように加入をおすすめします(な お、国では、学生等の強制加入について、検討されております)。

給付の条件

加入期間の2/3以上保险料を納めている人

が加入中に初診日がある病気・けがで一定程

国民年金加入中に万一……のときは





度以上の障害者になったとき 障害基礎年金 (平成8年3月までは初診日前の1年間に保険 年金を受ける権利を得たとき子のあ 料の滞納がない人も含む) *20歳前からの障害者に対しても支給 加入期間の2/3以上保険料を納めている人 (平成8年3月までは死亡日前の1年間に保険 子が1人ある妻に 815.300円 料の滞納がない人も含む)または老齢基礎年

遺族基礎年金 金を受ける資格のある人が死亡したとき、子 のある妻または子に支給

老齢基礎年金を受ける資格のある夫が何の年 婦 年 金 金も受けずに死亡したとき、結婚期間がひき つづき10年以上ある妻に60歳から65歳になる

保険料を3年以上納めた人が何の年金も受け 死亡一時金 ずに死亡したとき。

※子の加算額 (子は18歳 (障害の子は20歳) 未満であること)

1人目、2人目の子に各188,100円、3人目以降の子にそれぞれ62,700円。 ただし、遺族基礎年金は2人目以降の子より上記と同じ金額が加算されます。

国民年金の特典

低利な住宅資金が借りられます。

国民年金の保険料を3年以上納めている人は、納めた期間に応じてマイホーム資金が低い金利で、住宅金融公庫の資金と併せて借りられます。間合わせ先 住宅金融公庫 (812)1111 もしくは金融機関

年金を受けている人はお金を借りられます。

すでに年金を受けている人は、その年金権を担保にお金を借りることができます (老齢福祉年金は除く)。

問合わせ先 年金福祉事業団 (502)2481 もしくは金融機関

全国各地にある国民年金の施設を利用できます。

全国48ヵ所にある国民年金保養センター等を割安で利用できます。 ご家族、グループの旅行に、結婚式や各種会合にお気軽にご利用ください。

国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のたのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種の レクリエーションなどのいろいろな行事を行います。

> ○ くわしくは――――ことぶき友の会事務局へ 〒100 千代田区丸の内3-8-1 電話(211) 1905

国民年金保養センター(北海道・東北・関東編)

- ●ご利用の方は、施設あて直接ハガキか電話で申込んでください。
- ●料金は、4,200円~6,500円(サービス料込み)程度で、被保険者・年 金受給権者と一般には多少の差があります。

| Ħ | Œ | 設 | 4 | ጎ | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----|-----------|------------|-----|----------|------------------------|--------------|
| つる | いグ | リー | ンバ | ーク | 北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北16線西3-5 | 0154(64)2221 |
| 1) | わ | | な | い | 北海道岩内郡岩内町字野東500 | 0135(62)8841 |
| グリ- | ーンバ | 9-1 | 新十 | 津川 | 北海道樺戸郡新十津川町字総進 | 01257(6)4000 |
| つか | がる | 富 | ± ! | 1 荘 | 青森県北津軽郡鶴田町字大沢 | 0173(22)3003 |
| は | な | | ŧ | ð | 岩手県花巻市金矢第5地割251-1 | 0198(27)2811 |
| 4 | ち | の | < | 路 | 宮城県志田郡鹿島台町広長字石川原4番 | 0229(56)5511 |
| の | | L | | ろ | 秋田県能代市落合字亀谷地1-11 | 0185(54)2121 |
| ŧ | | が | | H | 山形県最上郡最上町大字大堀 | 0233(44)2311 |
| [0] | 多 | | 多 | 羅 | 福島県二本松市岳温泉 丁目200-1 | 0243(24)2306 |
| 2 | き | | わ | 路 | 茨城県常陸太田市増井町1797 | 0294(72)4141 |
| * | つ | ħ | が | ゎ | 栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1 | 0286(86)231 |
| 草津: | グリー | ンバ | ニクノ | ペレス | 群馬県吾妻郡草津町草津白根 | 0279(88)3960 |
| t | さ | | L | の | 埼玉県川越市大字伊佐沼字沼田町667 | 0492(24)3210 |
| * | ٢ | | ぼ | う | 千葉県夷隅郡岬町和泉4437-10 | 0470(87)7111 |
| こま | ば | I S | ナ | ース | 東京都目黒区大橋2-19-5 | 03 (485) 4 |
| お | < | <i>†</i> = | ŧ | 路 | 東京都青梅市二俣尾2-371 | 0428(78)9711 |
| 4 | が | | 4 | の | 神奈川県相模原市弥栄3-I-5 | 0427(52)029 |



国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎) 中央本町一丁目17番1号

加 入 手 続 は ········ 適 用 係 (2階2番窓口) **(880)5151** 保険料の納付相談は

年金請求の手続は …… 給付係(2階3番窓口) (880)5165

国民年金相談コーナー

毎月第1水曜日(ただし祝祭日の場合は翌週) 午前10時~午後3時30分 国民年金課(中央本町庁舎2階) *特にこのコーナーでは、社会保険事務所の専門官が相談に応じます。

国民年金出張相談

年金についての様々なご質問やご相談におこたえするために、毎月1 ヵ所の区民事務所を選んで出張相談を行っています。

当日は、足立社会保険事務所から年金専門官も参加して、保険料の納付や、年金制度全般に関しての、くわしいご相談をお受けします。

相談日、出張場所などは「あだち広報」や町会・自治会の回覧などで お知らせしますので、どうぞご利用ください。

戸別訪問・夜間電話連絡を行っています

国民年金課保険料係では保険料が未納になっている方を対象に、納付 相談を目的として日中お伺いしたり、夜間、お電話で連絡をしています。 なお、お伺いする職員は足立区長の公印が押印された職員証を携帯し ています。

ご不審な点がありましたら、国民年金課までご連絡ください。

区では、4月から毎月第2、 第4土曜日は休みとなります。

社会保険事務所での年金相談

社会保険事務所では、厚生年金および国民年金について社会保険庁と のオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

相談内容 ○厚生年金の加入期間および年金見込額

○国民年金と厚生年金の通算加入期間および年金見込額

○国民年金の納付記録

○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は午前11時30分まで) 土曜日は、混み合いますので、なるべく平日をご利用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書をもって、社会保険事務所 へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいで になるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。

国民年金の保険料は、年度が過ぎると区役所では扱えなくなります。 また、免除されていた期間分を納めるときも区役所では扱えません。 ○63年3月以前の保険料

○免除されていた期間の保険料

上記の保険料を納めるときは、社会保険事務所の窓口で直接おさめる か、社会保険事務所に納付書を請求して金融機関で納めてください。

足立社会保険事務所

〒120 足立区綾瀬二丁目17番9号 (604) 0111

